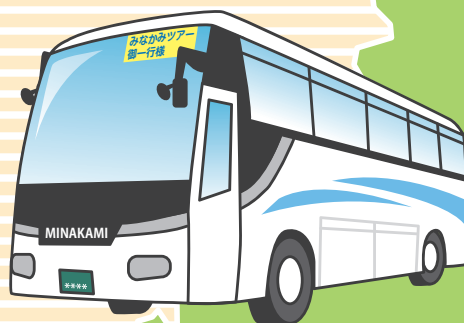


旅行会社の皆様へ!

群馬県みなかみ町



みなかみ町への  
バス代がなんと  
**3万円**も  
おトクに!!

埼玉県伊奈町

茨城県  
取手市

埼玉県  
さいたま市

東京都中野区

千葉県

東京都  
三宅村

みなかみ町観光協会提供

# 千葉県・みなかみ町友好都市 団体貸切バス補助金キャンペーン

対象期間:平成30年11月12日(月)～平成31年2月28日(木)までの  
日曜日からの金曜日のご宿泊限定 (12/23、年末年始(12/28)～1/3、2/10は除く)

## 《団体貸切バス補助金の内容について》

- 【支給額】団体貸切バス1台につき30,000円を補助(1社につきバス3台を上限とし、予算総額150万円となり次第終了)
- 【対象旅行会社】東京都・千葉県・埼玉県・茨城県の旅行会社様
- 【対象条件】千葉県および友好都市の住民で構成する団体旅行(募集型企画旅行は除く)
- 【団体規模】バス1台当たり旅客が15名様以上
- 【その他条件】みなかみ町内に宿泊(観光協会員施設)し、かつ、町内観光施設2カ所以上に立ち寄る

※条件の詳細は、ホームページにある補助金交付要領を必ずご確認ください。  
※キャンセル等により、当日バス1台当たりの参加人数が15名様に満たない場合は補助金は受けられません。  
※お申し込みはチラシ裏面およびホームページにある申請用紙で必ずファックスでご送付ください。

Find your oasis.



Minakami Tourism Association

みなかみ町観光協会

〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町夜野1744番地1

お問い合わせ | tel.0278-62-0401 受付時間 8:30～17:30

www.enjoy-minakami.jp



# 千葉県・みなかみ町友好都市<sup>(※1)</sup> 団体貸切観光バス補助金 申請用紙

補助金のご利用には事前の申請と承認が必要となります。交付要領をご確認のうえ、以下の必要事項をご記入いただき、みなかみ町観光協会までファックスにてお申し込みください。申請承認の際には、下記承認欄に捺印後、ファックスをご返送いたします。(本申請用紙の返送をもって承認といたします)

(※1) みなかみ町友好都市: 埼玉県伊奈町、埼玉県さいたま市、茨城県取手市、東京都中野区、東京都三宅村

以下の通りバス補助金の申し込みをいたします。

申込日: 平成 年 月 日

御社名	ご担当者名
ご住所	TEL
	FAX
御社旅行業登録番号	

ご旅行団体名	代表者名	
ご旅行日程	旅行人数	名
ご住所	TEL	

ご宿泊施設名	ご宴会の有無 <small>※いずれかにチェック願います。</small> <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
ご利用予定の町内観光施設名(1か所目)	ご利用予定の町内観光施設名(2か所目)

《補助金申請バス台数》 \_\_\_\_\_ 台      《補助金申請額》 \_\_\_\_\_ 円

## 【観光協会記入欄】

町内施設利用確認欄	
1か所目	2か所目

みなかみ町観光協会 ご申請確認欄	
平成 年 月 日 承認	
担当: _____	承認No. _____

## ■お問合せ・お申込み

(一社)みなかみ町観光協会  
FAX.0278-62-0402

〒379-1313  
群馬県利根郡みなかみ町月夜野1744-1  
TEL.0278-62-0401

群馬県知事登録旅行業 第3-499  
国内旅行業務取扱管理者 木村崇利

## みなかみ町観光協会 千葉県・みなかみ町友好都市 団体貸切バス補助金交付要領

### (目的)

みなかみ町観光協会は、千葉県およびみなかみ町友好都市（埼玉県伊奈町、埼玉県さいたま市、茨城県取手市、東京都中野区、東京都三宅村）の住民による、みなかみ町を訪れるための団体旅行送客を行う旅行会社に対し、団体貸切バス代金の一部を補助することで、ウインターシーズンの平日、旅客の増加と観光振興を図ることを目的として、補助金の交付を実施します。

### (補助の対象期間)

平成 30 年 11 月 12 日（月）から平成 31 年 2 月 28 日（木）までの日曜日から金曜日の宿泊限定とします。（12/23、年末年始（12/28～1/3）、2/10 は除く）

### (補助の対象条件)

- ①千葉県および友好都市の住民で構成する団体による、募集型企画旅行を除く、団体旅行（以下「団体旅行」という）であること。
- ②平成 30 年 10 月 5 日以降で新規に企画された団体貸切バスツアーであること。
- ③バス 1 台当たり旅客が 15 名様以上であること。（ドライバー・ガイドを除く）
- ④みなかみ町内（みなかみ町観光協会会員宿泊施設）に宿泊し、かつ、町内観光施設 2 カ所以上に立ち寄ること。

### (補助の額)

旅行会社 1 社（または 1 支店）につき団体貸切バス 3 台を上限として、団体貸切バス 50 台分とし、1 台につき 30,000 円の補助とします。予算総額は 150 万円とし、応募が予算額に達した時点で終了とします。終了の際は、みなかみ町観光協会のホームページに掲載します。

### (補助の対象とする旅行会社)

- ①旅行業法（昭和 27 年法律 239 号）の規定に基づく登録を受けている旅行会社であること。
- ②千葉県および友好都市のある都県内に旅行業法に基づく登録住所および本支店がある旅行会社であること。

### (補助の申請方法)

団体ツアーごとに、別紙、「友好都市団体貸切バス補助金申請用紙」（※以下、申請用紙）に必要事項をご記入の上、行程表とともにみなかみ町観光協会まで、ファックスに

て申請してください。なお、受付開始は、平成 30 年 10 月 1 日（月）からとします。

（交付決定）

申請用紙および行程表を基に審査をし、補助の対象と認めた際には、申請用紙の承認欄に承認の日付、承認 NO、担当者印を押印後、ファックスにて返信いたします。返信をもって承認完了とします。

（申請のキャンセル）

ツアーの中止等、申請をキャンセルする際には、申請用紙にキャンセルの旨を記入し、すみやかに、みなかみ町観光協会までファックスにて送付することとします。

（補助金の請求）

補助金額の請求書とともに、承認を受けた申請用紙のコピーと宿泊の明細書（領収書）のコピーを同封して、みなかみ町観光協会宛で封書にて発送してください。到着の翌月末日までにご指定の口座へお振込みします。振込手数料は、みなかみ町観光協会が負担します。

なお、請求の期限は平成 31 年 3 月 15 日（金）までにみなかみ町観光協会に到着した請求までとし、期限を過ぎた場合には対象外とします。

（交付決定の取消）

交付決定後に申請や請求内容に虚偽が認められ、不正に交付を受けたことが判明した場合、ご利用人数が 15 名様を下回った場合は、補助金のすべてを取消いたします。また、既に補助金が支払われている場合、交付を受けたものは、速やかに返還するものとします。

（当該要領の承諾）

補助金を申請する旅行会社は、当該要領の内容を十分に理解したうえで、内容を承諾して交付申請を行うことを約束するものとします。

（その他）

当該要領に定めのない案件で必要とされる事項は、別途追加で定めるものとします。

【附則】

1. 当該要領は、平成 30 年 9 月 1 日より施行する。